

## 島根県公共工事共通仕様書 特記事項（令和6年度版）

### 第1条（適用）

令和6年6月1日適用

この島根県公共工事共通仕様書特記事項は、島根県の実施する河川工事、海岸工事、砂防工事、ダム工事、道路工事、公園工事、下水道工事、港湾工事、農業農村整備事業、治山事業、林道事業、漁港・漁場整備事業の工事、その他これらに類する工事の施工に適用し、島根県公共工事共通仕様書に優先するものとする。

### 第2条（追加仕様事項）

共通仕様書に対する追加仕様事項は下記のとおりとする。なお、この追加仕様事項による様式については、次の島根県ホームページ [https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kouji/kouji\\_info/shiyousho/index.data/tokkijikouyousiki.doc](https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kouji/kouji_info/shiyousho/index.data/tokkijikouyousiki.doc) からダウンロードすること。

#### 【第1編 共通編 第1章 総則 関係】

編	章	節	条	見出し	項	追加仕様事項
1	1	1	17	工事現場発成品	追-1	現場発成品調書は、現場発成品が有価物である場合のみ提出すること。
1	1	1	18	建設副産物	4,5,6,7	<p>1. 受注者は、再生資材の利用及び建設副産物の発生・搬出の有無に関わらず、請負金額100万円以上の場合には、「建設副産物情報交換システム(COBRIS)」（(一財)日本建設情報総合センター）に、当該工事に関する必要な情報を登録するとともに、同システムへの入力により「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。なお、同システムを使用し難しい場合には、監督職員と協議すること。</p> <p>2. 受注者は、監督職員から指示があった場合には、計画の実施状況を監督職員に報告すること。</p> <p>3. 受注者は、工事完了後速やかに、同システムへの入力により「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を作成し、監督職員から入力内容のチェックを受け、必要に応じて修正を行うこと。システム内で実施書の修正が完了したことをもって、監督職員への実施書提出とみなす（出力しての提出は不要）。完成した実施書は提示書類として整理すること。</p> <p>上記に加え、「資源有効利用促進法」に定める一定規模以上の工事（※）を施工する場合には、同法に基づく手続き等を行うこと。</p> <p>（※）一定規模以上の工事（どれか1つでも該当すれば対象となる）  <b>【次の規模の指定副産物を搬出する工事】</b>                      (1) 土砂: 500㎡以上                      (2) Co塊、As塊、建設発生木材: 合計200t以上  <b>【次の規模の建設資材を搬入する工事】</b>                      (1) 土砂: 500㎡以上                      (2) 採石: 500t以上                      (3) 加熱アスファルト混合物: 200t以上</p>
					追-1	島根県内の最終処分場に搬入する建設廃棄物については、産業廃棄物の処理に係る税（島根県産業廃棄物減量税）が課税されるので適正に処理しなければならない。
					追-2	請負金額100万円未満の工事であって、建設廃棄物の処理を計画する場合は、「建設廃棄物処理計画書」（様式-2）を作成し、施工計画書に添付しなければならない。
					追-23	<p>1. 舗装版の切断作業を行う場合、作業時に発生する排水または粉塵については、水質汚濁の防止等のため回収を義務づける場合を除き、回収に努めるものとする。                      なお、排水または粉塵を回収し現場外へ搬出し処理する際には、適正な処理を行う必要があるため、排水は産業廃棄物の「汚泥」として、粉塵は産業廃棄物の「がれき類」として処理施設へ処理しなければならない。</p> <p>2. 舗装版切断時に発生する排水または粉塵を回収する場合、「建設廃棄物処理計画書」（様式-2）を作成し、施工計画書に添付しなければならない。                      なお、排水または粉塵を回収した場合の処理費用については、当初計上していない場合、監督職員との協議の上、設計変更で見込むものとする。</p>

最終改定

直近の改定時のコメント等

R6.6.1

共通仕様書の元となる、建設省令には、計画書は「提出する」と記載されているが、実施書は「記録する」とされており、提出までは求めていない。このため、実施書の提出を取りやめる。  
 なお、監督員は、コプリスから実施書を出し、紙ベースで印刷できる。

R6.6.1  
改定

請負金額100万円未満の工事では建設廃棄物があるものについての記載がないので、追記

R6.6.1  
改定

そのまま読むと、請負金額100万円以上の工事は、コプリス入力と建設廃棄物処理計画書（様式-2）の提出両方が必要になるので、記載削除（コプリスだけでよい）

【第1編 共通編 第1章 総則 関係】

編	章	節	条	見出し	項	追加仕様事項												
1	1		追加	建設機械賃料の積算について		<p>1. 受注者は、以下に示す機械賃料について、発注者の積算単価(賃貸期間が1ヵ月以上となる場合の長期割引率を適用した単価)と乖離があった場合に、単価の変更について協議の発議を行うことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・トラッククレーン</li> <li>・ラフテレーンクレーン</li> </ul> <p>2. 受注者は、協議に当って、賃料単価が乖離していることを示す根拠資料(工程表、実際の費用が分かる資料)を監督職員に提出すること。</p> <p>3. 工程表により、対象機械が1ヵ月未満の短期利用となることが確認できない場合は、設計変更の対象としない。</p> <p>4. 実際の費用が分かる資料(見積書、契約書、請求書等)により、発注者の積算単価との乖離が確認できない場合は、設計変更の対象としない。</p>												
1	1		追加	法令・施設台帳等の作成	【土木】 【港湾】	<p>受注者は、下記に示す公共土木施設については、以下のURLに掲載する「島根県公共土木施設維持管理システム法令・施設台帳等作成マニュアル【受注者用】(島根県土木部)」(以下「法令・施設台帳等作成マニュアル」という。)により法令・施設台帳等(以下「台帳」という。)を作成するものとする。</p> <p>URL「<a href="https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kouji/kouji_info/rokyuka/manual.html">https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kouji/kouji_info/rokyuka/manual.html</a>」</p> <p>1. 対象施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分野</th> <th>施設種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路</td> <td>橋梁、トンネル、法面、舗装、附属物(標識等)、シェッド、大型カルバート等</td> </tr> <tr> <td>河川・海岸</td> <td>水門、樋門、陸開門、排水機場、護岸、河川情報管理施設、ダム施設等</td> </tr> <tr> <td>港湾</td> <td>港湾施設(外郭施設、係留施設、臨港交通施設等)</td> </tr> <tr> <td>砂防</td> <td>砂防施設、地すべり施設、急傾斜施設、雪崩施設等</td> </tr> <tr> <td>都市公園</td> <td>公園施設(土木施設、遊具、建物、設備等)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 台帳作成</p> <p>(1) 受注者は、1に規定した分野の工事について台帳作成の対象となる施設を監督職員に事前に確認しなければならない。</p> <p>(2) 台帳は、新設または改良(修繕)した施設に対して、施設ごとに作成する。</p> <p>(3) 台帳の作成種別は、工事の内容により、新規・更新(修正)の2種類になる。</p> <p>(4) 台帳は、工事完成図書電子納品の一部分として作成する。</p>	分野	施設種別	道路	橋梁、トンネル、法面、舗装、附属物(標識等)、シェッド、大型カルバート等	河川・海岸	水門、樋門、陸開門、排水機場、護岸、河川情報管理施設、ダム施設等	港湾	港湾施設(外郭施設、係留施設、臨港交通施設等)	砂防	砂防施設、地すべり施設、急傾斜施設、雪崩施設等	都市公園	公園施設(土木施設、遊具、建物、設備等)
分野	施設種別																	
道路	橋梁、トンネル、法面、舗装、附属物(標識等)、シェッド、大型カルバート等																	
河川・海岸	水門、樋門、陸開門、排水機場、護岸、河川情報管理施設、ダム施設等																	
港湾	港湾施設(外郭施設、係留施設、臨港交通施設等)																	
砂防	砂防施設、地すべり施設、急傾斜施設、雪崩施設等																	
都市公園	公園施設(土木施設、遊具、建物、設備等)																	
1	1		追加	アンケート調査		<p>受注者は、竣工検査までにアンケート調査に回答すること。回答方法については、しまね電子申請サービスによることとし、【申請受付通知メール】の写しを、請求があった場合に監督職員へ提示すること。</p> <p>■働き方改革(現場力増進)アンケート</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・インターネット側PC用直接リンクURL <a href="https://ttzk.graffer.jp/pref-shimane/smart-apply/apply-procedure-alias/genbaryokuzoushin">https://ttzk.graffer.jp/pref-shimane/smart-apply/apply-procedure-alias/genbaryokuzoushin</a></li> <li>・スマートフォン用2次元バーコード</li> </ul> 												
1	1		追加	除根等の変更協議		<p>受注者は、通常の掘削作業(土木の標準歩掛)により除根、現場内での集積・積込ができない場合、積上げによる設計変更について協議の発議ができる。</p>												

最終改定

直近の改定時のコメント等

H30.4.1  
改定  
H30.4.26  
訂正

H30.10.1  
改定

R6.3.1改定

R6.6.1追加 国交省(中国地整)に再確認した取扱いを反映して追記